論 説

インド特許調査における現状と課題

――インド特許情報の基礎知識――

知的財産情報検索委員会*第 1 小 委 員 会

抄 録 近年,日本企業のインドへの進出は確実に進んでおり、インド進出日系企業リスト¹⁾によると、2005年4月では328社、2009年10月では627社、2011年10月1日では812社の日系企業がインドに進出している。急速な市場成長を遂げるインドへの特許出願件数も着実に増加しており、これに伴いインドにおける特許調査がますます重要になっている。しかしながらインドの特許情報に関しては未だ整備されていない部分があり、入手可能な情報も限られている。本稿ではインド特許調査を行うにあたって基礎となるインド特許情報や留意点を纏めた。

目 次

- 1. はじめに
- 2. インド特許情報 概要
- 3. インド特許庁データベース iPairs
 - 3. 1 iPairs概要
 - 3. 2 iPairsにおける活用点
 - 3. 3 iPairsにおける留意点
- 4. 出願番号形式, IPC検索における留意点
 - 4. 1 出願番号形式
 - 4. 2 IPC
- 5. 商用データベースの現状
 - 5. 1 商用データベースの収録状況
 - 5. 2 特許番号形式
- 6. 調査事例による検証
 - 6. 1 調査内容
 - 6. 2 調査結果
 - 6.3 調査結果の分析
 - 6. 4 検証結果のまとめ
- 7. インド特許調査の留意点
- 8. インド訪問代表団
- 9. おわりに

1. はじめに

BRICsの中でも中国に次いで急速に市場成長を遂げるインドは2010年にはGDP成長率が10%を超え、中国と肩を並べるほどになり、日本企業の進出も増える中、特許出願件数においても、経済成長に併せて近年急増している。

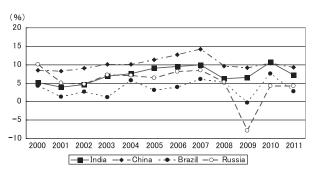


図 1 BRICsのGDP成長率(出典:IMF World Economic Outlook Database)

^{* 2011}年度 The First Subcommittee, Intellectual Property Information Search Committee

市場としての重要性が高まる中、日本企業がインドに進出するに際して、特許権の侵害予防調査や技術動向調査など、特許情報を用いた各種の調査を行う必要性も高くなっている。

しかしながら、インドの特許情報には不備も 多く、データベース等の調査環境も完全なもの は無い。

そこで、インドの特許調査を行うにあたって のインド特許情報に関する留意点や、基礎知識 を纏め、どのような点に注意して調査を行うべ きかを検証した。また、インド訪問代表団にて 得られた情報についても紹介する。

2. インド特許情報 概要

既にご存知の方も多いと思うが、インドの特許庁は4庁あり、コルカタが本庁で、デリー、 チェンナイ、ムンバイに支庁が存在している。

特許出願は現地代理人の管轄支庁に対して行わなければならない。また、インドには実用新案制度は無く、特許出願のみとなっており、特許出願の公開制度は2003年の改正特許法からで、2004年12月より公開が始まっている。

さらに、インドへの出願言語は英語、ヒンディー語のいずれでも可能となっている。

ヒンディー語の出願を図2に紹介するが、ヒンディー語に馴染みのある日本人は稀であろう。

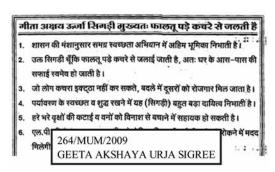


図2 ヒンディー語出願サンプル

知的財産協会の2012年インド訪問代表団²⁾で の現地代理人等からの情報収集,及び当委員会 での研究過程における情報収集ではヒンディー 語の出願は数%以下であり、殆どが英語による 出願と考えられる。

また,インドは1998年に特許協力条約(PCT)に加入したが(効力発生日は1998年12月7日), 国際特許分類(IPC)に関するストラスブール協定には未だ締約していない。

図3にインドの特許出願件数および登録件数 の推移を示す。尚、統計データはインド特許庁 が発行するAnnual Report³⁾ にて入手した。

図3で示すように、インドにおける特許出願は近年増加しており、2000年代に入るまでは年間1万件にも満たなかった特許出願も、近年では年間3.5万件程となっているが、主要国や中国における数十万件もの特許出願件数ボリュームと比較すると、未だ少ない。

さらに、外国人による出願が大半となっており、内国人による出願は約2割と少ない。

出願件数と,内国人出願割合は特許調査において重要なファクターであり,対応の外国出願(ファミリー)が存在することによって,特許調査の際にファミリーによる検索精度の向上や漏れの低減,技術内容の判断が容易となる場合が多い。

また、インドの特許情報を収録しているデータベースは、商用データベース以外にも $DOCDB^{4}$ 、 $iPairs^{5}$ (インド特許庁データベース)があるが、DOCDBのインド特許の収録は 登録特許のみであり、さらに2007年で更新が止まっている。

これらのデータベースについては詳しく後述する。

3. インド特許庁データベース iPairs

3. 1 iPairs概要

iPairsとはIndian Patent Information Re-

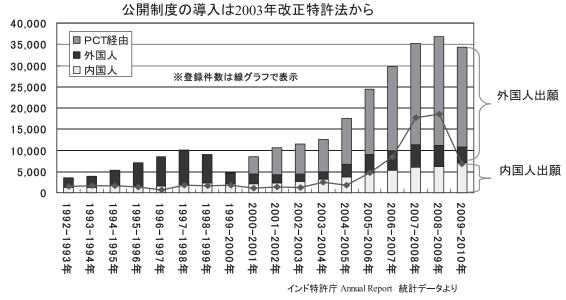


図3 インドの特許出願件数推移

trieval Systemの略称であり、インド特許庁が 提供する無料特許サーチデータベースである。

尚,2012年4月24日にiPairs 2.0がリリースされ,検索可能な項目数の増加や,代理人検索が可能になるなど,機能的なバージョンアップが行われ,インターフェースも大きく変わった。

※図4, 図5を参照

iPairs 2.0 (以下, 単にiPairsと記載) の機能を以下に紹介する。

(1) 登録特許公報 (Granted Patents) 検索

検索項目は、タイトル、抄録、出願番号、発明者、IPC、登録番号、権利者、出願日、登録日、出願人住所、発明者住所、ジャーナル番号、公報発行日、PCT出願番号がある。

尚,旧バージョンからは、出願人住所、発明 者住所、ジャーナル番号、公報発行日、PCT出 願番号が追加されているが、出願人、優先国、 優先日は削除された。

また、検索項目同士の "AND" "OR" 演算 は旧バージョンでは2項目までしかできなかったが、新バージョンでは13項目まで可能となっている。



図4 iPairs (旧バージョン)

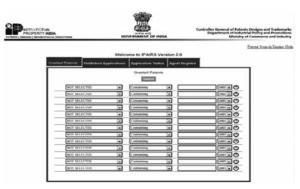


図5 iPairs2.0 (新バージョン)

(2) 出願公開公報 (Published Patent Applications) 検索

検索項目は、タイトル、抄録、出願番号、出願人、発明者、IPC、ジャーナル番号、公開日、出願日、発明者住所、PCT出願番号がある。

尚,旧バージョンからは,出願日,発明者住所,PCT出願番号が追加されている。

また、検索項目同士の "AND" "OR" 演算は旧バージョンでは2項目までしかできなかったが、新バージョンでは11項目まで可能となっている。

(3) 経過情報 (Application Status) の閲覧

経過情報を閲覧するためには出願番号を入力する必要があり、その他の検索項目での検索は 不可となっている。

経過情報では、年金支払い状況、審査レポート、包袋、明細書全文の閲覧が可能となっている。 経過情報の閲覧は2010年より可能となり、現 在もテスト中の機能である。

(4) 代理人(Agent Register)検索

代理人検索機能は新バージョンより追加されており、「代理人番号」「代理人名」「代理人所属地域」のいずれかにて検索可能で、検索結果からは代理人の所属事務所等が確認可能となっている。

3. 2 iPairsにおける活用点

経過情報(Application Status)の閲覧はiPairs での大きな活用点となっている。

閲覧項目は、明細書全文(View Complete Specification)、 年金支払い状況(View E-register)、 審査レポート(View Examination Report(s))、 包袋(View Documents)、 オーダー(orders/decisions) に分かれている。

尚,検索の際には出願番号が必要となり,検 索結果のイメージを図6に示す。 閲覧項目には,

- ① View Complete Specification (明細書全文)
- ② View E-register (年金支払い状況)
- ③ View Examination Report(s)(審査レポート)
- ④ View Documents (包袋)

があり, 更新は毎週行われている。

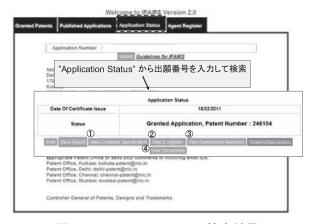


図6 Application Status検索結果

3. 3 iPairsにおける留意点

出願公開公報 (Published Patent Applications) 検索,及び登録特許公報 (Granted Patents) 検索において、いくつかの留意点を紹介する。

(1) IPC検索における課題

IPC(国際特許分類)は階層構造になっており、最も上位の「セクション」から順に「クラス(サブクラス)」、「グループ(サブグループ)」と分けられ、多くの国では最も下位の「グループ(サブグループ)」まで付与されているが、インドの特許公報に付与されているIPCは「グループ(サブグループ)」まで付与されていないものが多く見られ、さらに誤った表記が多く存在する。

以下に、本研究で発見されたIPCの付与(表記)例を挙げる。

表 1 IPC表記例

表記例	
A	セクションのみ
A61K	サブクラスのみ
A_23_F_3/08	=スペース
A61_K_31/00	
A61K_31/00	
C_09C_1/50	
C23C_008/32	
F04B, 39, 12	カンマあり
A61K031/54	ゼロの追加
GO6F17/60	英語の「O」
F17/60	付与(入力)ミス
付与無し	

上記のように、IPCの表記や付与形態には多くの問題があり、これらの表記はiPairsの検索にも影響する。

全ての表記や付与形態を考慮して検索を行う ことは現実的に不可能であり、iPairsでのIPC による特許調査は困難となっている。

(2) 明細書表示の課題

出願公開公報や登録特許公報の検索結果から、書誌事項や要約等が記載された公報内容のサマリー画面を表示させることができ、その画面には「Complete Specification View as HTML」というリンクが貼られている。このリンクにジャンプするとHTML形式の明細書が表示されるが、この明細書の内容に誤ったデータがアップデートされている場合があり、注意が必要である。

具体的には、クレームや明細書に補正があったにも関わらず、登録特許公報の「Complete Specification View as HTML」の内容が出願時のクレームや明細書と同じ内容となっており、登録特許公報の内容が正しく反映されていないというものである。おそらく、登録公報のリンク先が出願時の明細書となっているためであろう。

当委員会の検証では、出願時から補正された 特許について5件程度を確認したところ、全て の登録特許公報の内容が正しく反映されていな いことがわかった。

尚,補正の有無については,経過情報の閲覧 にて確認した。

公報内容の確認は、経過情報の閲覧にて行う ことを強く勧める。

また、新バージョンでは「Complete Specification View as HTML」のリンクの上部に経過情報データベースへのリンク「View Documents」等が直接貼られているため、公報内容の確認はこちらから行って頂きたい。

4. 出願番号形式, IPC検索における 留意点

インドの特許出願言語は殆ど英語であり、ヒンディー語の出願は稀であるから、中国や韓国のような非英語圏特有の問題は殆ど無いと考えられる。

非英語圏特有の問題とは、出願人検索における企業名称の表記揺れ (特に英文名称)、英語への機械翻訳による英文キーワード検索の問題等である。

このことは、2010年に当委員会で検証が行われた中国特許調査に関する研究⁶⁾で詳しく紹介されているので、参照されたい。

インド特許を検索する上での留意点として、 出願番号、及びIPCについて纏めた。

4. 1 出願番号形式

2章で説明したように、インドにはコルカタ の本庁をはじめ、デリー、ムンバイ、チェンナ イと、4つの特許庁があり、特許出願は現地代 理人の管轄支庁に対して行う。

出願番号の管理は夫々の支庁で行っているため, 出願番号の形式は日本とは異なり, 夫々の支庁コードが出願番号に付与される。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

例えば、2003年にデリー特許庁に123番目に 出願された特許については、123/DEL/2003の ように出願番号が付与され、基本的には連番/ 支庁コード/出願年という形式で管理される。

但し、支庁コードには旧名称も存在しており、古い出願についてはコルカタ、ムンバイ、チェンナイの旧名称であるカルカッタ、ボンベイ、マドラスの支庁コードが使用されている。尚、カルカッタ、マドラスの支庁コードは2003年以前、ボンベイの支庁コードは2000年以前の出願に使用されている。

さらに、2003年以降のPCT出願については支 庁コードの後に"NP (National Phase)"が付 与され、2003年以前のPCT出願はIN/PCT/ 2003/123/DELのような形式となっている。

支庁コードを纏めると表2となる。

さらに、次章にて紹介する商用データベースにおいても独自の番号体系を使用している場合もあり、商用データベースで入手した出願番号をiPairsや他の商用データベースに入力しても検索できないことがあるため、この場合は、夫々のデータベースの番号体系に合わせて番号を変換しなければならず、注意が必要である。

4. 2 IPC

3章においても紹介したが、インドの特許情報で大きな問題となるのがIPCである。

特許調査においてIPCは重要な検索キーであり、IPCの精度や付与数によって、調査結果が大きく変わってくるため、ここではインドの特

許公報におけるIPCの精度や付与数について紹介する。

(1) 公報IPCの精度

公報IPCの精度検証にあたり、インド公報の IPCとファミリーの公報IPCとは、IPCサブクラ スレベルで、どの程度の相違があるかを調査し た。

対象特許は、ある内国人出願人の2009年 - 2010年の公開特許とし、且つ、ファミリーのいづれかにEP(欧州)、JP(日本)、CN(中国)、US(米国)、WO(WIPO)が存在するものとした。

検証結果を下記に示す。

表3 インド公報IPCの各国公報IPCとの比較

発行国	公報数	インドとIPCサブクラス が異なる公報数	割合
IN (インド)	269	_	_
EP (欧州)	136	41	30%
JP (日本)	41	15	37%
CN (中国)	81	25	25%
US (米国)	201	69	69%
WO (WIPO)	208	74	74%

インドの特許公報269件に対し、ファミリーの公報に付与されているIPCのサブクラスが3割以上異なる結果となっている。

IPCがサブクラスレベルで異なると、技術内容も大きく異なるケースが殆どであり、インドの特許公報には全くの検討違いのIPCが付与さ

表2 新旧支庁コード

旧名称	旧コード	新名称	新コード
デリー	DEL, DELNP	デリー (変更なし)	DEL, DELNP
カルカッタ	CAL, CALNP	コルコタ	KOL, KOLNP (2003年~)
ボンベイ	BOM, BOMNP	ムンバイ	MUM, MUMNP (2000年~)
マドラス	MAS, MASNP	チェンナイ	CHE, CHENP (2003年~)

れているケースが多いと言えよう。

(2) 公報IPCの付与数

公報IPCの付与数の検証にあたり、内国人の 出願と、全ての出願(内国人+外国人)につい て分けて集計を行った。

また、広い技術分野での検証を行うため、複数のIPCにて集計を行った。

結果を下記に示す。

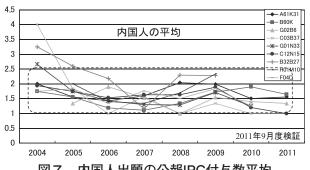


図7 内国人出願の公報IPC付与数平均

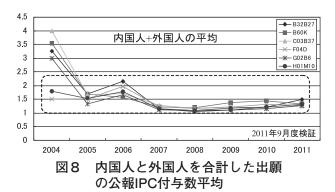


図7,8に示す通り、インド公報に付与されているIPCの数は少なく、凡そ1個 \sim 2.5個となっており、平均値としては2個を下回っている。

5. 商用データベースの現状

インドのような新興国の調査を行う場合に最初に確認すべきは、データベースへの収録状況に関する事項であろう。新興国における特許データの収録範囲は限られている場合が多く、Esp@ce等で有名なDOCDBでさえ、インド特許の収録は登録特許のみであり、さらに2007年

で更新が止まっている。

しかしながら、複数国の特許を収録するファ ミリー系の商用データベースでは、近年インド の特許収録が急激に進んでいる。

また、インド国内ベンダーが提供する商用データベースも存在し、日本ベンダーが代理店契約を結ぶなど、インドの特許調査環境は着実に充実してきている。

現在利用可能な商用データベース (カッコ内はベンダー) として例を挙げると,

ThomsonInnovation (Thomson Reuters), PatBase (RWS), Orbit.com (Questel) といった, ファミリー系データベースや, MCPaIRS (Molecular Connections) ⁷⁾ やCiPIS (Clairvolex) ⁸⁾ といったインド国内ベンダーが提供するインドのみの特許を収録したデータベースがある。

尚,各商用データベースの収録内容を表4にて示す。※表は2012年2月時点の収録内容となっております。最新の収録内容が表と異なる商用データベースもありますので、詳細はベンダーに問い合わせ下さい。

5. 1 商用データベースの収録状況

商用データベースへの収録状況を調査した結果を図9、図10に示す。なお、参考としてDOCDBのデータも載せている。

図9, 図10に示すように, 公開特許公報や登録特許公報の商用データベースへの収録件数は各データベース間でバラつきがあり, インド特許情報を完全に収録した商用データベースは無いものと考えられる。尚, DOCDBは公開特許公報を収録しておらず, 登録特許公報のみの収録となっており, 2007年公開分で更新が止まっている。

公開特許公報が2007年で大幅に伸びている点は図3の出願件数データと照らし合わせても不可解である。推測ではあるが、過去数年分の特許出願が2007年に公開されたためと考える。

DB(ベンダー/代理店)	形態	テキスト収録	公表収録範囲		
			公開	2004年12月~ (DWPI)	
ThomsonInnovation	ファミリー	DWPI抄録		1975年8月2日~2007年5月11日	
(Thomson Reuters)	ノアミリー	INPADOC書誌	登録	(INPADOC)	
				2004年12月4日~ (DWPI)	
PatBase		名称・要約	公開	2005年1月11日	
	ファミリー	クレーム	ム州	2005年1月11日~	
(RWS)		全文	登録	1912年2月5日~	
Orbit.com (Questel)	ファミリー	名称・要約	八明		
		クレーム	公開	登録との切り分けが不明確のため「?」	
		全文	登録	1968年1月25日~2011年12月30日	
MCPaIRS		名称・要約	公開	2007年~	
(Molecular Connections/	単独	クレーム	ム州	※2012年3月20日に2000年~収録となる予定	
テクノエージェンツ)		全文	登録	2000年~	
CiPIS (Clairvolex/JPDS)	単独	名称・要約	公開	2004年12月~	
		※全文収録	ム用	2004年12月 -	
		予定有り	登録	1971年~	

表4 商用データベースの収録内容

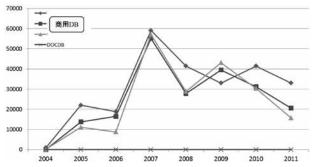


図9 商用データベースへの公開特許公報収録件 数(公開年別) ※2012年2月現在

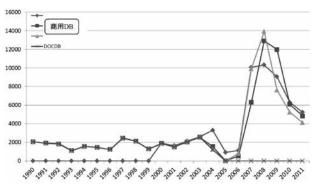


図10 商用データベースへの登録特許公報収録件 数(公開年別)※2012年2月現在

また、インド特許庁が発行するAnnual Reportの統計データと比較するため、出願年度別($4 \sim 3$ 月)の比較も行った。

一部のデータではAnnual Reportの出願件数よりも多くなっているデータベースがあるが、こちらはファミリーの出願日も検索対象となってしまうデータベースであり重複が生じているためと考えられる。

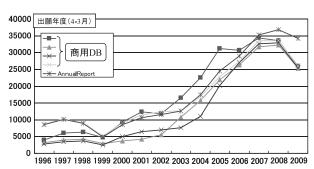


図11 商用データベースへの特許出願収録件数 (出願年度別) ※2012年2月現在

これらのデータベースを提供するベンダーは、独自にインド特許のデータを入手しており、 更新タイムラグの違いはあるものの、最新の情報が収録されているが、インド特許庁の不定期なバックファイルのアップデートにより過去分の収録件数に変化が生じる場合があるので、注意されたい。 5. 2 特許番号形式

インドの特許番号の形式と公報種別を表5, 6に示す。

インドには公開番号というものは無く、出願番号にて管理されているが、商用データベースの場合は出願番号と公開番号の両方が存在しており、番号形式や種別コードは異なったものになっている。

6. 調査事例による検証

インドの特許調査手法の研究を行うにあたり、実際に調査テーマを設定した上で、検証を 行った。

調査結果に対する検証結果を示す。

6. 1 調査内容

(1) 調査テーマ及び検索式

「食物繊維を用いた抗肥満食品」をテーマと し、検索式を以下のように設定した。

検索式① IPC: A23L1/308 検索式② キーワード: 「dietary」 and $\lceil \text{fiber}(s), \text{ fibre}(s) \rfloor$

※IPC: A23L1/308は食物繊維を添加したダイエット食品に関する技術分類である。

IPCのみによる検索式①と、キーワードのみによる検索式②の2つの検索式を立てた。

(2) 調査範囲、及び調査ツール

調査範囲は2008年-2010年に公開された特許 出願とし、検索式②の検索範囲は要約範囲とし た。

また、調査ツールとして、インド特許庁データベースのiPairs(※検証時は旧バージョン)、 DWPI(Thomson Reuters)、PatBase(RWS)の3つのデータベースを使用した。

尚,検索式①に関して,iPairsでは公報IPCのみを検索しており,DWPI,PatBaseではファミリー公報のIPCも検索対象となっている。

6. 2 調査結果

各データベースの検索結果をスクリーニング した結果、合計27件の該当案件が抽出された。 下記に各データベースでの抽出状況を示す。

表5 出願番号形式

DB名	出願番号	公開番号	登録番号
iPairs	436/CHE/2004	出願番号管理	216651
ThomsonInnovation	IN2004CH436A	IN200400436I4	IN216651B
PatBase	IN2004CH00436	IN00436CH2004 A	IN216651 B
Orbit.com	2004IN-CH00436	IN0436/CHE/2004 A	IN216651 B

表6 公報種別

DB名	公開特許	登録特許 (公告特許を含む)
ThomsonInnovation	I1~I4(国内出願) P1~P4(PCT移行)	В
PatBase	A	A (公開制度以前) B (公開制度後)
Orbit.com	A	A1 (公開制度以前) B (公開制度後)

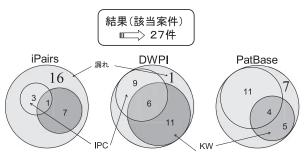


図12 各データベースの抽出状況

iPairsでは、該当案件27件のうち、4件がIPCによりヒットし、8件がKW(キーワード)によりヒットしたが、16件の漏れがあった。 %IPCとKWの両方でヒットしたものは1件

iPairsの抽出件数が最も低く、特にIPCでの抽出件数が他2つのデータベースと比べて少なくなっている。

DWPIでは、該当案件27件のうち、15件が IPCによりヒットし、17件がKW(キーワード)によりヒットしたが、1件の漏れがあった。 %IPCとKWの両方でヒットしたものは6件

DWPIの抽出件数が最も多く、特にKWでの抽出件数が他2つのデータベースと比べて多くなっている。

PatBaseでは、該当案件27件のうち、15件が IPCによりヒットし、9件がKW(キーワード)によりヒットしたが、7件の漏れがあった。 %IPCとKWの両方でヒットしたものは4件

PatBaseではKWの抽出件数がDWPIと比較 して少なくなっているが、IPCによる抽出件数 はDWPIと同じ件数となっている。

6.3 調査結果の分析

(1) IPCによる検索

IPCによる抽出案件は計15件あり、DWPI及びPatBaseではどちらも15件を抽出できているが、iPairsでは4件しか抽出できず、11件の漏れが発生している(図13を参照)。

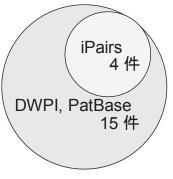


図13 IPCによる抽出状況

これは、DWPI及びPatBaseのIPCの検索対象がファミリー公報も含んでいるのに対して、iPairsでは公報IPCのみが検索対象となっていることが大きな要因と考えられる。

iPairsで抽出されなかった11件の特許出願について公報IPCの付与状況を下記に示す。

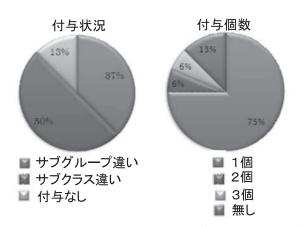


図14 iPairsで抽出されなかった特許出願のIPC付 与状況

図14に示すように、該当案件の公報IPCには、A23L1/308に対してサブクラスレベルで異なるものが50%存在しており、4章で紹介した公報IPC精度の検証結果がこの調査事例による検証でも確認できた。

さらに、IPCの付与個数についても大半が1個であり、IPCが付与されていないものも存在している。この結果も3,4章で紹介したとおりとなっている。

これらの結果から、たとえIPCをサブグループの1階層上まで範囲を拡大したとしても、過半

数の案件に漏れが生じてしまうことがわかった。

IPCを軸とした通常の特許調査においては、 IPCをサブクラスよりも上の階層にて検索する ことは稀であり、インドの特許調査を行う上で 公報IPCによる検索には多くの漏れが生じるで あろう。

(2) キーワードによる検索

iPairsとの比較検証を行うため、キーワードの検索範囲を要約範囲としたが、PatBaseにおけるキーワードの抽出結果が良くなかったため、PatBaseの検索範囲をクレームにまで拡大して再度検証を行った。

結果を以下に示す。

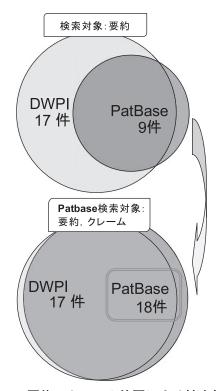


図15 要約,クレーム範囲による抽出状況

図15に示すように、PatBaseのキーワードの 検索範囲を要約⇒要約+クレームに拡大する と、9件の抽出結果が18件に倍増し、DWPIよ りも多くの案件が抽出された。

キーワードの検索範囲を拡大することにより

該当案件の抽出結果が向上することは当然といえば当然であるが、この結果からも、要約範囲 のみでのキーワード検索では十分な調査が行えないことがわかった。

※本調査事例による検証はあくまで1事例であり、データベース間の優劣を決めるものではありませんので、ご注意ください。

6. 4 検証結果のまとめ

調査事例検証において示したように、インドの公報IPCは精度も悪く、付与数も少ないため、検索対象が公報IPCのみとなるiPairs等での特許調査は検索に大きな漏れが生じる可能性がある。

インドの特許出願の約8割は外国出願人によるものであるため、ファミリー系のデータベースであれば、ファミリー公報のIPCで補完できる部分が大きいが、競合のインド企業が存在している場合や、インド企業を対象とした調査を行う場合にはIPCを軸とした検索のみではなく、キーワードのみによる検索も追加すべきであろう。

キーワード検索においても、要約範囲のみで の検索は避け、クレームや全文まで含めた検索 を行うべきである。

インド特許の網羅的な検索を行うには以下の ように進めることを提案する。

① ファミリー系商用データベースによる検索 ファミリーのIPCやキーワードにより補完で きる部分が大きく、ファミリー系商用データベ ースを利用した検索が基本である。

② キーワードのみによる検索の追加

ファミリーの無いインド特許に対する補完として、キーワードのみによる検索の追加を行う。

③ 出願人検索による補完

上記の検索を行った後や,事前調査にて知り 得たインドの競合会社について,出願人名検索 を行い, 最終的な補完とする。

現状では商用データベースを含め、クレーム や全文を完全に収録したデータベースは無く、 キーワード検索においても漏れが生じる恐れが ある。このため、出願人検索による補完も効果 的と考える。

7. インド特許調査の留意点

インドの特許情報において最も注意すべき点は、IPCの精度と付与数、及びデータベースの収録状況であり、調査担当者はこれらの点に対する検索式への配慮や、利用可能なデータベースの収録状況の把握を行っていく必要がある。

インドへの出願件数は近年においても年間 3万件程度であり、内国人の出願割合も2割で あることを考えると、出願人検索等による網羅 的な調査も現状では可能である。

また、より網羅的な調査を行うためには、複数のデータベースを使った調査を行い、各データベース間の収録率の差を補完していくことも策ではあるが、インドでは出願番号形式の種類が多く、データベース間で番号形式が異なる場合があるため、データベース間で補完を取る際には注意する必要がある。

インドのようにデータベースへの収録が不完 全な国の調査は複数のデータベースを使うこと も多いため、ベンダーには収録データの標準化 を進めていって頂きたい。

また、インド特許庁は特許情報の提供やiPairsの機能強化を進めていっているが、そのスピードや精度をより一層高めるためには、JIPAやJPO(日本特許庁)からの働きかけは今後も重要と考える。

8. インド訪問代表団

JIPAアジア戦略PJでは、2012年1月15日から22日にかけ、小薗江常務理事を団長とする13名の代表団をインドのデリーとバンガロールに

派遣した。

本委員会からも3名参加し,インド特許庁(デリー支庁)への要望や,知財調査会社からの情報収集を行った。

インド特許庁では、民間ベンダー、及び欧州特許庁(DOCDB)への特許情報の提供、IPC分類の正確な付与と付与数の増加、インド特許庁データベース(iPairs)へのデータ収録強化と機能改善等に関する要望について説明を行い、幾つかの質問事項に対して特許庁から回答を得た。

本章では、インド特許庁への要望,及び得られた情報について記載する。

(1) 特許情報の提供に関して

民間ベンダー,及び欧州特許庁 (DOCDB) への特許情報の提供を開始・再開してもらうよう要望を行った。

これに対してインド特許庁から,特許情報の 管理は外部業者への委託を計画中と回答を得, 特許情報の提供に関して一定の改善が期待でき る。

(2) IPCに関して

公報に付与されているIPCの精度向上や、 IPCの付与数増加に関する要望を行った。

これに対するインド特許庁の回答では、2009 年からアシスタントコントローラ1名と審査官 数名で構成されるRECS(Receipt EDP Classification and Screening Section)という部門を 設立し、特許出願申請時のIPC付与を行ってお り、また、審査時にも審査官の判断でIPCの追 加付与や訂正を行っているとのことであった。

インド特許公報のIPCの付与精度等に関して 一定の改善を期待したい。

尚,1911年から付与されていたインド特許分類は2002年をもって廃止されたとのことであった。

(3) 電子出願に関して

現在,新規出願の電子出願率は15%程度で, また,電子出願に関する特許規則の改正により 全ての新規出願が電子出願で行われることを目 指し,特許規則改正を申請しているが,まだ認 可されていないとのことであった。

尚,電子出願手数料には料金割引が適用される予定とのことであった。

9. おわりに

インドの特許情報の整備は現状十分ではないが、商用データベースのベンダーはインド特許の収録率を日々向上させ、またIPCの表記についての一部修正などを行っている。

また、インド訪問代表団にて訪問したMolecular Connections社や、Clairvolex社においても、データ不備の修正や収録率の向上について多くのリソースを投入し、さらにインド特許庁においてもiPairsをバージョンアップさせるなど、インド国内においても特許情報環境の整備は着実に進められている。

調査担当者は、この日々変化する状況に対応 すべく、常に最新情報を入手する必要があるが、 その際に本稿が一助となれば幸いである。

なお、本研究に携わった2011年度知的財産情報検索委員会第1小委員会委員は、森田陽介(副委員長、トヨタテクニカルディベロップメント)、上田幸子(東洋紡績)、尾上紘子(シスメックス)、小畑浩(サントリーホールディングス)、高田大介(田辺三菱製薬)、田畑文也(富士フィルム)、樋口靖子(住友電工知財テクノ

センター)、細川敬太(パナソニック)である。

注 記

- 1) インド進出日系企業リスト インド各地の日本 企業商工会,ジェトロ・バンガロール事務所等 の関係機関からの情報提供に基づき,在インド 日本国大使館と在インド三総領事館(ムンバイ, チェンナイ,コルカタ)がそれぞれの管轄地域 における日系企業進出状況を整理したもの。
- 2) 2012年インド訪問代表団 日本知的財産協会 (JIPA) のアジア戦略プロジェクトによるイン ド訪問。インドのデリー及びバンガロールを訪 問し、インド商工省やデリー特許庁、デリー高 等裁判所等の公的機関や、特許事務所や現地企 業等の民間機関を訪問。
- 3) インド特許庁Annual Report インド特許庁HP から閲覧可能。http://www.ipindia.nic.in/(参照日:2012年7月2日)
- 4) DOCDB 欧州特許庁が提供する約80の国/機関 で発行される特許文献の書誌情報等を含むデータベース。
- 5) iPairs インド特許庁が提供する特許データベース。
 - http://www.ipindia.nic.in/ipirs1/patentsearch. htm(参照日:2012年7月2日)
- 6) 中国特許調査に関する研究 2010年度知的財産 情報検索委員会第2小委員会,知財管理誌,62 巻(2012年)/1号/67頁
- 7) MCPaIRS Molecular Connectionsが提供するインド特許データベース。日本では株式会社テクノエージェンツが代理店契約を結んでいる。
- 8) CiPIS Clairvolexが提供するインド特許データ ベース。日本では日本パテントデータサービス 株式会社が代理店契約を結んでいる。

(原稿受領日 2012年11月14日)